

長崎市公告第103号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、令和8年度高齢者等インフルエンザ予防接種及び令和8年度高齢者等新型コロナウイルス感染症予防接種を実施するため、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月18日

長崎市長 鈴木史朗

1 高齢者等インフルエンザ予防接種

(1) 対象者

ア 長崎市に住民票を有する65歳の者

イ 長崎市に住民票を有する60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有するもの及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するもの

(2) 実施期間 令和8年10月1日（木）から令和9年2月28日（日）まで

(3) 実施場所 長崎市が予防接種を委託する医療機関

(4) 予防接種を受けることができない者（イ及びウに該当する者については、回復後に接種可能）

ア この予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがある者

イ 発熱している者

ウ 重篤な急性疾患にかかっている者

エ その他、予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断する者

(5) 予防接種を受けるに際し、かかりつけ医師との事前相談が望ましい者

ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有する者

イ 過去にけいれんの既往のある者

ウ 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

エ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する者

オ 本剤の成分又は鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対してアレルギーを呈するおそれのある者

(6) 予防接種を受けた後の注意

ア 接種当日の入浴は差し支えないが、接種部位を強くこすったりしないこと。

イ 接種当日はいつもどおりの生活をし、激しい運動や大量飲酒は避けること。

ウ 接種部位が痛みや熱をもった強い腫れ、高熱、じんましん、けいれん等の異常な症状が現れた場合は、速やかに医師の診察を受けること。

2 高齢者等新型コロナウイルス感染症予防接種

(1) 対象者

ア 長崎市に住民票を有する 65 歳以上の者

イ 長崎市に住民票を有する 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有するもの及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するもの

(2) 実施期間 令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

(3) 実施場所 長崎市が予防接種を委託する医療機関

(4) 予防接種を受けることができない者

ア 明らかに発熱している者（※1）

イ 重い急性疾患にかかっている者

ウ ワクチンの成分に対し、アナフィラキシーなど重度の過敏症（※2）の既往歴のある者

エ 同号アからウまでに該当する者以外で、予防接種を受けることが不適当な状態にあるもの

（※1）明らかな発熱とは通常 37.5℃以上を指す。ただし、37.5℃を下回る場合も平時の体温を鑑みて発熱と判断される場合はこの限りではない。

（※2）アナフィラキシーや、全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状

(5) 予防接種を受けるに際し、かかりつけ医師との事前相談が望ましい者

ア 過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の方がいる者

イ 心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある者

ウ 過去に予防接種を受けて、接種後 2 日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた者

エ 中耳炎、肺炎等に頻繁に罹患し、医療機関での検査により免疫異常を指摘されたことがある者

オ 過去にけいれんを起こしたことがある者

(6) 予防接種を受けた後の注意

ア 接種当日の入浴は差し支えないが、接種部位を強くこすったりしないこと。

イ 接種当日はいつもどおりの生活をし、激しい運動や大量飲酒は避けること。

ウ 接種部位が痛みや熱をもった強い腫れ、高熱、じんましん、けいれん等の異常な症状が現れた場合は、速やかに医師の診察を受けること。